

# 避難情報に関する 発令内容が変わりました



**警戒レベル4** ▶ 「避難指示」で **必ず避難** ※従来の「避難勧告」は廃止

自治体が発令する避難情報については、令和元年から5段階の警戒レベルによる運用が始まりましたが、先般、災害対策基本法の一部が改正され、次のとおり発令内容が変更されました。

今後、市が警戒レベル4「避難指示」を発令したときは、危険な場所から必ず避難してください。また、高齢者や障がいのある人、乳幼児のいる家庭など避難に時間がかかるとされる人は、警戒レベル3「高齢者等避難」が発令されたら、危険な場所から避難しましょう。

問合せ 防災安全課防災安全グループ (☎84-5035)

## ■亀山市の発令する避難情報等

警戒レベル	市民が取るべき行動	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5 ※1	命の危険、直ちに安全確保!	緊急安全確保	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
<b>警戒レベル4までに危険な場所から必ず避難!!</b>			
4 ※2	危険な場所から全員避難 (立退き避難または屋内安全確保)	避難指示	避難指示(緊急) 避難勧告 <b>廃止</b>
3 ※3	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)
1	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁が発表)	早期注意情報 (気象庁が発表)

### ※1 警戒レベル5

市が災害の状況を確実に把握できるものでない等の理由から、警戒レベル5は、必ず発令されるものではありません。警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況ですので、「緊急安全確保」の発令を待ってはいけません。

### ※2 警戒レベル4

従来の「避難勧告」は廃止され、「避難指示」となりますが、発令のタイミングは従来どおりです。これからは、警戒レベル4「避難指示」で危険な場所から全員避難しましょう。

### ※3 警戒レベル3

警戒レベル3は、高齢者や障がい者以外の人、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングです。避難に時間のかかる人は、警戒レベル3「高齢者等避難」で危険な場所から避難しましょう。

広報かめやま4月1日号と同時配布した「総合防災マップ」の29ページと31ページの情報も変わりますのでご注意ください。



## 避難情報を聞いたら...

市では、「発令する避難情報・対象地域・その時に取るべき行動」等を緊急速報メール、かめやま・安心めーる、市ホームページ、ケーブルテレビ、防災行政無線(関地区)、広報車を使用して、皆さんにお知らせします。

避難情報は、必ず指定避難所(指定緊急避難場所)への避難を求めるものではありません。また、避難情報が発令される前に避難しなければならない場合も考えられます。在宅避難、分散避難(親族・知人宅等への避難)または指定避難所(指定緊急避難場所)への避難など、自ら判断し、適切な避難行動を取ってください。

平時に確認!

# 台風・豪雨時にハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクと取るべき行動を確認しましょう。



## ■避難行動判定フロー

はい → いいえ

ハザードマップ※で自分の家がどこにあるか確認し、印を付けてみましょう

※ハザードマップは、浸水や土砂災害が発生する恐れの高い区域を着色した地図です(着色されていないところでも災害が起こる可能性があります)。

家がある場所に色が塗られていますか?

いいえ

色が塗られていなくても、周り比べて低い土地や崖のそばに住んでいる人は、市からの避難情報を参考に、必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、原則として自宅の外に避難が必要です

例外

浸水の危険があっても、  
 ①洪水により家屋が倒壊または崩落する恐れが高い地域の外側である  
 ②浸水する深さよりも高い所にいる  
 ③浸水しても水が引くまで生活できる(水・食糧などの備えが十分にあれば、自宅に留まり安全を確保することもできます)  
 ※土砂災害の危険があっても、頑丈なマンション等の上層階に住んでいる場合は、自宅に留まり安全を確保することもできます。

自分または一緒に避難する人は、避難に時間がかかりますか?



はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか?

はい

警戒レベル3が出たら、安全な場所の親戚や知人宅に避難しましょう(日ごろから相談しておきましょう)

いいえ

警戒レベル3が出たら、市が指定している指定緊急避難場所に避難しましょう

いいえ

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか?

はい

警戒レベル4が出たら、安全な場所の親戚や知人宅に避難しましょう(日ごろから相談しておきましょう)

いいえ

警戒レベル4が出たら、市が指定している指定緊急避難場所に避難しましょう

### 指定避難所(指定緊急避難場所)の開設

指定避難所(指定緊急避難場所)の開設は、従来から変更なく、避難情報(警戒レベル3以上)の発令とともに行います。

※災害発生状況等により、避難情報の発令に関わらず開設する場合があります。

避難する前に発熱、咳、倦怠感がある人、基礎疾患がある人、健康状態が不安な人などは、まずは、かかりつけ医へご相談ください。相談する医療機関に迷う場合は、下記の「受診・相談センター」へご相談ください。

<受診・相談センター>

◆三重県鈴鹿保健所(☎059-392-5010) [受付時間 午前9時~午後9時]

◆三重県救急医療情報センター(☎059-229-1199) [受付時間 午後9時~翌朝9時]



### 避難所での感染症対策...

コロナ禍において、災害が発生し、避難所を開設・運営する場合は、断水や停電等により手指の流水洗浄等が十分にできないことが予想されます。また、避難所等の多くの人が集まっている環境下では、新型コロナウイルス感染症やノロウイルス等の感染が拡大するリスクが高まることから、感染拡大を防止するための対策を確実に実施することが重要です。マスクや消毒液を含めた非常持出品の確認をするなど、準備をしておきましょう。

